

## 鎌倉市地域温暖化対策地域実行計画（区域施策編）より抜粋

### 第3節 地球温暖化対策の方向性

#### 1 地球温暖化を抑えるために（緩和策）

本計画策定時、地球温暖化を緩和するための方策として、世界各国で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けた取組がなされ、わが国においても温室効果ガスを令和12年度(2030年度)に、平成25年度(2013年度)と比べて26%削減するという目標が定められていました。その後、令和3年(2021年)には目標が46%に引き上げられました。

この削減目標を達成するために、鎌倉市においても地球温暖化緩和策を推進していく必要があります。

#### 2 地球温暖化に対応するために（適応策）

IPCCが平成19年(2007年)に第4次評価報告書（AR4）において「仮に各国が目標どおりの排出量削減を達成したとしても、気候変動の影響を防ぐことはできないが、適応策と補完しあうことにより、気候変動のリスクを大きく低減することができる」と発表しました。その後、国は、平成27年(2015年)に中央環境審議会による気候変動影響評価報告書の取りまとめ、環境大臣への意見具申を経て、「気候変動の影響への適応計画」を定めました。

平成30年(2018年)に気候変動適応法が制定されたことにより、国における適応策が法的に位置付けられ、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための体制等が整備されました。

同法第4条第1項では、地方公共団体は、その地域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めることとされ、また、同法第12条において、国の気候変動適応計画を勘案して地域気候変動適応計画を策定するよう努めることが規定されました。

この状況を踏まえ、気候変動対策の緩和策と適応策は両輪の関係であることから、鎌倉市においても現在行っている適応策を整理し、推進していく必要があります。

#### 3 2050年脱炭素社会の実現に向けて

令和2年(2020年)2月に鎌倉市は「鎌倉市気候非常事態宣言」を行い、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指すこととしました。

また、令和3年(2021年)6月には、温対法が改正され、基本理念として脱炭素社会の実現が明示されました。

このため、本市は令和32年(2050年)までには温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを見据え、令和12年度(2030年度)の目標を定めるものとします。

## 第3章 目標設定

第2章で述べたとおり、本計画では「温暖化緩和策」と「温暖化適応策」という2つの方向性を持った地球温暖化対策を示します。

これに伴い、温暖化対策に関する目標も「温暖化緩和策」と「温暖化適応策」の2つの方向に向けた目標を設定します。

### 第1節 温暖化緩和策に関する目標設定

#### 1 「パリ協定」と「日本の約束草案」の概要

平成27年(2015年)に開催されたCOP21において決定されたパリ協定では、世界的な長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが規定されています。

この新たな枠組みに貢献するため、わが国では「日本の約束草案」を基に、令和3年(2021年)以降の温室効果ガス削減を推進することとしました。

この約束草案では、国内でのエネルギーミックスと整合するよう、技術的制約やコスト面などを考慮したうえで、温室効果ガスの排出量を令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比で26%削減することを目標としました。

#### 2 目標値

本市は平成27年(2015年)に国が気候変動枠組条約事務局に提出した令和12年度(2030年度)に26%削減の目標と、鎌倉市エネルギー基本計画の目標を踏まえ、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分を占める、二酸化炭素に特化した目標値を以下のとおりとしました。

##### <目標値(見直し前)>

鎌倉市域における令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を、平成2年度(1990年度)に比べ**31%削減**する。※平成25年度(2013年度)に比べ**26%削減**

その後、国の地球温暖化対策計画において、2030年度の目標が変更されました。この目標は国を挙げて達成すべきものであることから、市の目標値も令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を国の基準年度である平成25年度(2013年度)から46%削減とします。

##### <目標値(見直し後)>

鎌倉市域における令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を、平成25年度(2013年度)に比べ**46%削減**する。

### 3 部門ごとの目標

本市における平成25年度(2013年度)の二酸化炭素排出量は約1,301千t-CO<sub>2</sub>であるのに対し、令和12年度(2030年度)における二酸化炭素排出量の目標は698千t-CO<sub>2</sub>です。

この目標を達成するためには、603千t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となります。

#### ■ 令和12年度(2030年度)に向けた二酸化炭素排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

	基準年 平成 25 年度 (2013 年度)	実績 平成30年度 (2018年度)	目標 令和12年度 (2030 年度)
産業部門	533 千 t	393千t	331 千 t
業務部門	354 千 t	252千 t	174 千 t
家庭部門	245 千 t	203千 t	84 千 t
運輸部門	158 千 t	142千 t	103 千 t
廃棄物等部門	10 千 t	12千 t	6 千 t
合計	1,301 千 t	1,002千 t	698 千 t

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがあります。

#### 二酸化炭素排出量の実績値について

二酸化炭素排出量の実績値は環境省の「自治体排出量カルテ(令和3年3月版)」を使用しています。

#### 目標値の算出方法

##### 基本計算式：(平成25年度の排出量) × (1 - 国の地球温暖化対策計画※の削減目安)

$$\text{産業部門} : 533 \text{ 千 t} \times (1 - 0.38) = 331 \text{ 千 t}$$

$$\text{業務部門} : 354 \text{ 千 t} \times (1 - 0.51) = 174 \text{ 千 t}$$

$$\text{家庭部門} : 245 \text{ 千 t} \times (1 - 0.66) = 84 \text{ 千 t}$$

$$\text{運輸部門} : 158 \text{ 千 t} \times (1 - 0.35) = 103 \text{ 千 t}$$

$$\text{廃棄物部門} : 10 \text{ 千 t} \times (1 - 0.47) = 6 \text{ 千 t} \quad \text{※小数点切上げ}$$

※地球温暖化対策計画 令和3年10月22日閣議決定

### 4 目標達成への取組

目標達成に向けた各取組は第4章に定めていますが、部門ごとの削減の内訳や具体的な取組等については、別途定めていくものとします。